

2008年12月4日

## 民主党の緊急雇用対策について

民主党非正規雇用対策プロジェクトチーム

座長 細川 律夫

### ○ 派遣労働者等の就労支援のための住まいと生活の支援 ～住まいと仕事の確保法案

- ・ 雇い止めや解雇により住居を失った派遣労働者や、雇用保険の受給資格がなく生活に困窮する失業者に対する支援は喫緊の課題であり、職業訓練や職業紹介とセットで、住宅を貸与し、生活支援金を給付する。
- ・ 貸与する住宅は、雇用促進住宅や公営住宅、民間アパートやワンルームマンションの借り上げにより確保する。
- ・ 生活支援金は最高月額10万円とし、一定の要件があれば返済を免除する。
- ・ 雇用保険の二事業のうち雇用安定事業のメニューとして実施する（雇用保険法改正が必要）。
- ・ 派遣労働者に寮などを賃外している派遣会社に対して、雇い止め後、即時退去を求めないよう配慮を求め、住居を一定期間提供した事業主には家賃を助成する（雇用保険法改正が必要）。

### ○ 雇用保険制度の拡充によりセーフティネットと雇用を確保 ～雇用保険法改正案

- ・ 基本手当の受給資格要件について、被保険者期間を現行の12月から6月にする。
- ・ 現行では一年未満の雇い止め規定があると被保険者にならない場合があることから、雇い止め規定の有無にかかわらず、雇用保険を適用する。
- ・ 雇用保険の国庫負担を堅持し、保険料率の引き下げは行わない。
- ・ 雇い止めにより失業した場合は非自発的失業者と認定する。
- ・ 基本手当の日額を増額する。
- ・ 特定一時金の給付期間を現行40日分から60日分に延長する。
- ・ 事業主に対して助成される雇用調整助成金について、要件の緩和や至急日数の延長などを行い、非正規労働者も休業等の対象とする。

### ○ 採用内定取消しを規制 ～採用内定取消規制法案

- ・ 客観的に合理的な理由に基づき、社会通念上相当であると認められる場合でなければ内定取消しが無効であることを明確にする（採用内定取消規制法案）。
- ・ 悪質な内定取消しについては会社名の公表を政府に求める。 以上